

聖籠町告示第二十六号

聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員取扱要綱等の一部を改正する告示
(聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱の一部改正)

第一条 聖籠町循環バス非常勤職員取扱要綱(平成十七年聖籠町告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項後段を削り、同条第四項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、賃金の支給月が六箇月に満たない場合は、現に支給した月数を分母としてその支給合計額を除いて得た額とする。

別記様式第三号を削り、別記様式第四号を別記様式第三号とする。

(聖籠町非常勤職員取扱要綱の一部改正)

第二条 聖籠町非常勤職員取扱要綱(平成十一年聖籠町告示第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この要綱で非常勤職員とは」の次に「、一日又は一週間の勤務時間が一般職に属する常勤の職員の勤務時間の概ね四分の三以上の者で」を加える。

第二条第二項第一号中「五月以内」を「六月以内」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第四条中「一日の法定労働時間である八時間」を「一日につき七時間四五分」に改め、「八時間を超える」を「七時間四五分を超える」に改める。

別記様式第三号を削り、別記様式第四号を別記様式第三号とする。

（聖籠町嘱託員設置要綱の一部改正）

第三条 聖籠町嘱託員設置要綱（平成十一年聖籠町告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「支給方法は、その月」を「支給日は、翌月」に改める。

（聖籠町パート・タイム職員取扱要綱の一部改正）

第四条 聖籠町パート・タイム職員取扱要綱（平成十一年聖籠町告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一日」を「一日又は一週間」に、「六時間未満又は一週間の勤務時間が三十時間未満」を「一般職に属する常勤の職員の概ね四分の三未満」に改める。

第二条第二項中「雇用期間」を「パート・タイム職員の雇用期間」に、「一日六時間未満又は週三十時間未満で一日を単位とするが」を「一日を単位とする。ただし」に改め、同条第三項後段を削り、同条第四項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第九条中「一日につき六時間未満又は一週につき三十三時間未満」を「一日又は一週間の勤務時間が一般職に属する常勤の職員の概ね四分の三未満」に改める。

別記様式第三号を削り、別記様式第四号を別記様式第三号とする。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。